

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 4 年 1 月 22 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

専 決 処 分 書

令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）につ
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分をする。

令和4年10月21日

鹿沼市長 佐藤 信

令和4年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度鹿沼市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244,969千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,363,532千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,962,043	1,222,727	8,184,770
	1 国庫負担金	4,678,941	329,223	5,008,164
	2 国庫補助金	2,258,641	893,504	3,152,145
16 県支出金		3,401,357	22,242	3,423,599
	2 県補助金	1,122,627	22,242	1,144,869
歳入合計		44,118,563	1,244,969	45,363,532

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,023,077	4,301	8,027,378
	3 戸籍住民基本台帳費	233,448	4,301	237,749
3 民生費		15,301,102	863,535	16,164,637
	1 社会福祉費	7,778,098	845,017	8,623,115
	2 児童福祉費	6,192,808	13,778	6,206,586
	3 生活保護費	1,329,846	4,740	1,334,586
4 衛生費		3,905,119	409,277	4,314,396
	1 保健衛生費	1,724,758	409,277	2,134,035
14 予備費		314,395	△32,144	282,251
	1 予備費	314,395	△32,144	282,251
歳 出 合 計		44,118,563	1,244,969	45,363,532